A

Q

建設会社の施主紹介料と交際費の区分

Q&A 税務相談

際費にあたりますか。

小池敏範 税理士

かつらぎ広域ニュース

引の謝礼等が商慣習からみて、 該当することは明らかです。 費等に該当することは明らかです。 等として支出する金品の費用が交際 供応、慰安、贈答その他これらに類 あること、第二にその支出が接待、 に支出の相手方が事業に関係の者で が交際費等に当たるか否かは、第一 周知のように、法人の支出した費用 業に関係ある者であっても、その取 しかし、一方で、支出の相手方が事 入先等の従業員に対して取引の謝礼このことからすれば、得意先、仕 とを要求として判定します。 する行為のためにすることであるこ しかし、一方で、支出の相手方に 正当

報提供又は取引の媒介、代理あっ旋等の役置法関係通達では、法人が取引に関する情 際費等に該当しないことが明示されてい られるときは、その交付に要した費用は交 次の三つの要件のすべてを満たしている等 した場合でも、その金品の交付が、例えば てその情報提供等の対価として金品の交付 務の提供を行うことを業としない者に対し 扱われる余地が残されています。現に、措 ば、交際費ではなく、単純損金として取り な取引の対価としての性格をもっていれ 正当な取引の対価であると認め

契約に基づくものであること

②提供を受ける役務の内容がその契約に 受けていること つ、これに基づいて実際に役務の提供を いて具体的に明らかにされており、

個人に対して取引の謝礼として金品を支出し

もっとも、下請業者や材料仕入先の従業員

た場合は、交際費等になります。前に新築工

間接的に

しない。例えば、新聞折込広告や店頭掲示 書の形式で作成されたものであることを要これらの要件のうち①は、必ずしも契約

いです。

問題は、

家の方位や風水を見る専門家の

は事業関係者といえましょう。 事や改築工事を請け負った施主も、

いるとみるのが一般的である。かを判断すべき材料としての条件となって②、③は、明らかに正当な対価であるか否

る。

決例 価ではないとして交際費等と判断された判礼としてつまり商慣習上の正当な取引の対職業上当然の行為を行った者に対するる謝 スの運転手、バスガイドに支払うチップを この点はドライブインの経営者が観光バ (昭五十二年十一月三十日、 東京高等

こういった場合に、当社の内規で紹介手数料を支払いますが、 紹介を受け、その工事を請け負うことがあります。 ①その金品の交付があらかじめ締結され 税務上の交

討しますと、下請業者や材料仕入先、社交団の相手方が事業関係者に該当するか否かを検ところで、本事例の場合ですが、まず支出

体の会員は当然に事業関係者になります。

た役務の内容に照らし相当と認められる ③その交付した金品の類がその提供を受け お

旋を募るものであってよいことになってい 等によって非事業者からの情報提供やあっ

これらの要件からいえることは、交際費等 当な対価であることが必要だということで とされないためには、役務提供に対する正 ₽ このように考えれば、このような専門家たち 反対給付のない寄付金とはなりません。 知己になったと思われます。 設会社もそこに目をつけ、その専門家たちと 易に紹介できる立場にあるので、 相談に来た人たちに家の改築や建て直しを容 になり、事例の紹介手数料は、どうみても、 家の方位や風水を見る専門家は、その職 間接的に事業に関係がある者ということ 家の新築を予定している相談者に、また

本質問の建

る額は損金の額に算入されないことになりま 般寄附金として一定の損金算入限度額を超え (注) 税務上の寄付金となった場合は、一

さて、 うかですが、 提供料としての正当な取引の対価であるかど 次にご質問の紹介料が先に述べた情 この区分については、 相当困

判 所 が参考となりま

当社の社長が加入している社交団体の会員から新たに施工主と紹介され新築

下請けの内装工事会社や設備会社などのほ

か、

事の仕事をすることがあります。

建設業を営む当社では、

また、家の方位や風水を見る専門家から、新築や改築を予定しているお客

本事業の施主紹介料の取り扱

当すると、その全部または一部の金額が損金法人が支出した費用が税務上の交際費等に該

費用として損金の額に算入されるのが望まし となりませんので、できれば交際費等以外の